

白老町長選挙

投票日
開票時間

3月5日(日)
7時～20時

投票できる方

平成17年3月6日までに生まれた方で、令和4年11月27日までに町内に転入届を出して、引き続き町内に住所のある方(投票前に転出された方は投票できません)

投票入場券を持参ください

投票は、入場券を持参してください。家族の入場券と間違えたり、投票所を間違えないよう入場券を確認してください。入場券を忘れた場合は、投票所の受け付けで再交付の手続きをすれば投票ができます。

転居した方

2月15日以降に町内で転居した方(例：萩野↓社台に転居)は、以前に居住していた場所の投票所で投票していただくことになります。(入場券で確認してください)

投票日に用事のある方

投票日当日に仕事や旅行など用事のある方は、期日前投票をすることが出来ます。入場券を持参の上お越しください。

【期日前投票期間】

◆3月1日(水)～4日(土)

【期日前投票時間および場所】

◆8時30分～20時

◆役場 第1会議室

町外へ長期出張・滞在する方

町内に住民票はあるが長期間出張などで他市町村に滞在している方は、滞在先の市町村選挙管理委員会ですべての投票をすることが出来ます。この場合、白老町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、交付を受けてから滞在先の市町村選挙管理委員会ですべての投票を行うこととなります。郵送期間などを考慮して、早めに手続きしてください。

入院中で投票所に行けない方

北海道選挙管理委員会から不在者投票場所の指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票することが出来ます。希望する方は、施設の職員に申し出てください。※町内では、町立病院、きたこぶし、寿幸園、恵和園、さくら、北海道リハビリテーションセンター、そよ風の里が指定されています。

身体が不自由で字が書けない方

投票所には行けるが身体が不自由で字が書けない方のために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。(投票の際の秘密は厳守します)



開票を参観したい方

町内に選挙権がある方は開票を参観することができます。

【開票日時】

◆3月5日(日)21時15分から

(※入場は20時45分から)

【開票所】町総合体育館

※町選挙管理委員会は、各候補者の経歴、政見などを知る機会拡充のため選挙公報を発行します。

配布は告示日の翌日から投票日前日までに新聞折り込みのほか、役場・各出張所窓口、町立病院、いきいき4・6、白老コミセンに備え置きし、町ホームページでも掲載予定です。

また、希望者には郵送もしますので連絡してください。

